

— 第三期 —
白石市子ども・子育て
支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



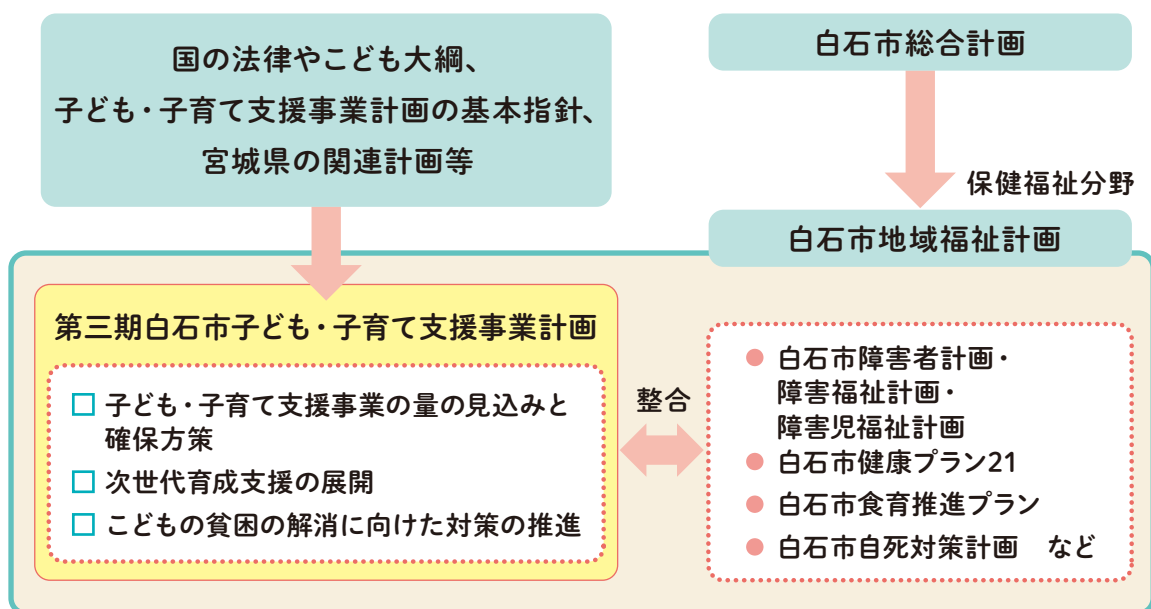
計画策定に当たって

● 計画策定の趣旨

白石市では、「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として掲げ、「第二期白石市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

今回、第二期計画の計画期間が終了することから、「第三期白石市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

● 計画の位置付け



● 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第二期計画	第三期白石市子ども・子育て支援事業計画					次期計画
			見直し			

施策体系

\\ 基本理念 //

子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり



- 1 安心して子育てできるまちづくり
- 2 共に支えあう地域づくり
- 3 夢や希望のもてる次代の親づくり

【子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

- 1 児童人口の推計
- 2 教育・保育提供区域の設定
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 教育・保育の一体的提供と推進体制
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【次世代育成支援の展開】

- 1 地域における子育て支援の充実
 - 地域における保育・子育て支援サービスの充実
 - 障がいのある児童に対する施策の充実
 - 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実
- 2 子どもと保護者の健康の確保・増進
 - 子どもと保護者の健康の確保
 - 小児医療の充実
- 3 教育環境の整備
 - 児童の健全育成
 - 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - 家庭や地域における教育力の向上
- 4 すべての子どもと家庭の安全・安心の確保
 - 生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進
 - 安全・安心まちづくりの推進
 - 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

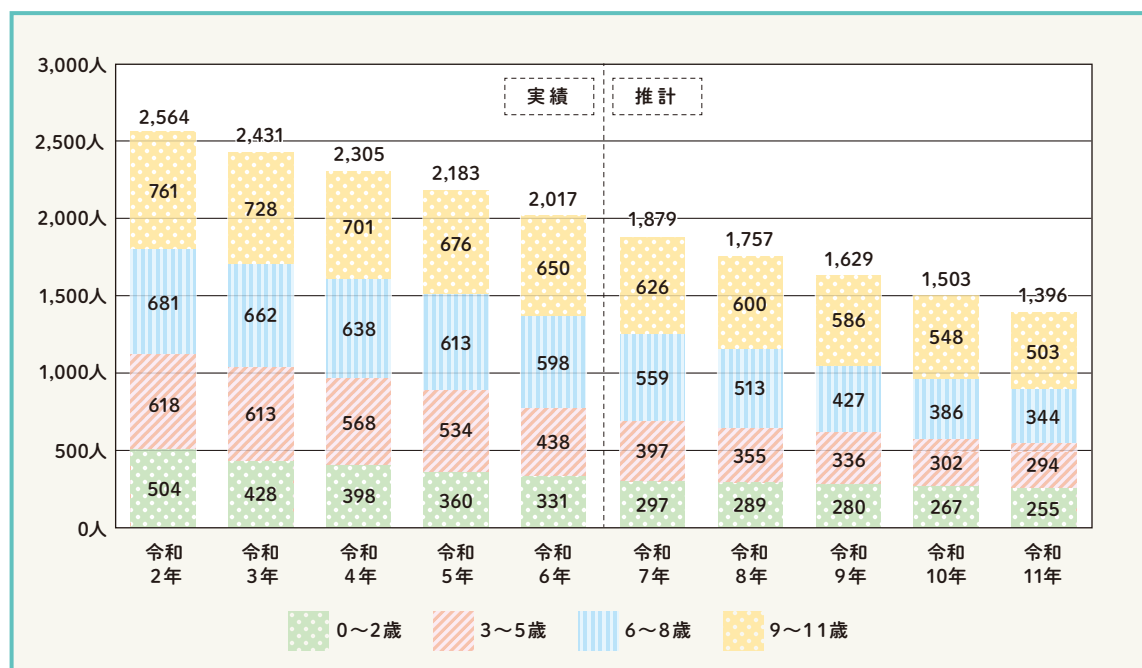


【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進】

- 1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たって
- 2 こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

白石市の11歳以下の 児童人口の推移

白石市の11歳以下の児童人口は減少傾向で推移しており、令和6年は2,017人となっています。また、今後も減少していくと見込まれており、令和11年には1,396人になると予想されています。



※令和6年までは住民基本台帳（各年3月31日時点）より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値



子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

● 認定区分

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

■ 教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■ 施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定対象以外の子ども	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の4月1日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望する子ども	認定こども園、幼稚園、 特別支援学校 (満3歳入園児は新3号認定、 年少児からは新2号認定)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労などにより、保育所等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である子ども	認可外保育施設、預かり保育事業、 一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児までは新3号認定、 3歳児からは新2号認定)

● 教育・保育事業

(単位:実人数(人/年))

			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）※1		96	290	46	65	75
	確保 方針※2	教育・保育施設 ※3	200	383	51	90	100
		地域型保育事業 ※4			3	4	5
		認可外保育施設 ※5		6	7	7	7
		確認を受けない幼稚園 ※6	0				
		計（B）	200	389	61	101	112
	過不足（B－A）		104	99	15	36	37
令和8年度	量の見込み（A）		86	260	44	65	71
	確保 方針	教育・保育施設	200	383	51	90	100
		地域型保育事業			3	4	5
		認可外保育施設		6	7	7	7
		確認を受けない幼稚園	0				
		計（B）	200	389	61	101	112
	過不足（B－A）		114	129	17	36	41
令和9年度	量の見込み（A）		82	246	41	63	72
	確保 方針	教育・保育施設	200	383	51	90	100
		地域型保育事業			3	4	5
		認可外保育施設		6	7	7	7
		確認を受けない幼稚園	0				
		計（B）	200	389	61	101	112
	過不足（B－A）		118	143	20	38	40
令和10年度	量の見込み（A）		73	221	39	59	69
	確保 方針	教育・保育施設	200	383	51	90	100
		地域型保育事業			3	4	5
		認可外保育施設		6	7	7	7
		確認を受けない幼稚園	0				
		計（B）	200	389	61	101	112
	過不足（B－A）		127	168	22	42	43
令和11年度	量の見込み（A）		71	215	38	57	65
	確保 方針	教育・保育施設	75	256	47	62	60
		地域型保育事業			3	4	5
		認可外保育施設		6	7	7	7
		確認を受けない幼稚園	0				
		計（B）	75	262	57	73	72
	過不足（B－A）		4	47	19	16	7

※1 量の見込み:現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要数。

※2 確保方針:利用定員に加え、利用定員が必要とされる量に不足する場合は整備目標を合わせたもの。

※3 教育・保育施設:幼稚園・保育所・認定こども園等。

※4 地域型保育事業:0～2歳児を対象とした原則定員19人以下で実施する保育事業。

※5 認可外保育施設:認可保育所以外で、都道府県の調査を受けている小規模な保育施設。

※6 確認を受けない幼稚園:子ども・子育て支援制度の対象としての運営費受給に関する確認を受けない幼稚園。

● 地域子ども・子育て支援事業

名称／内容		令和11年度	
		量の見込み	確保方策
● 利用者支援事業 一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整等を行います。	基本型 ※1	1か所	1か所
	こども家庭センター型 ※2	1か所	1か所
● 時間外保育事業（延長保育事業） 教育・保育の給付に関する認定を受けた時間を超えて保育を行います。		52人/年	85人/年
● 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。		266人/年	450人/年 (7か所)
● 子育て短期支援事業（ショートステイ） 家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設や里親の元で子どもを一定期間預かる事業です。		10人日/年	10人日/年 (1か所)
● 地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子が気軽に集まり、相互交流をしながら育児不安等に関する相談指導を実施するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。		71人回/月	130人回/月 (1か所)
● 一時預かり事業（幼稚園型） 幼稚園の在園児のうち、希望する保護者の子どもに向けて実施される預かり保育事業です。		990人日/年	3,950人日/年
● 一時預かり事業（幼稚園型以外） 未就学児を対象として、保護者の入院や通院、学校行事への参加、育児疲れによる負担軽減などにより一時的に保育を必要とするときに、保育園を利用する保育事業です。		316人日/年	1,920人日/年
● 病児・病後児保育事業 当面病状の急変が認められない子どもや、病気は治っているもののまだ本来の状態に戻っていない回復期の子どもを、仕事などの事由により保護者などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。	病児・病後児対応型	144人日/年	144人日/年 (1か所)
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用）		0人日/年
● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）と子育ての援助に協力いただける方（提供会員）が会員になり、子どもを預けたり、送迎の援助を受けたりすることで、地域で助けあいながら子育ての応援をする相互援助活動です。	未就学児	49人日/年	90人日/年
	小学1～3年生	71人日/年	155人日/年
	小学4～6年生	107人日/年	155人日/年
● 妊婦健康診査 妊婦の健康・出産と、子どもの健やかな成長を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。		844人回/年	1,134人回/年

※1 基本型：当事者の目線に立った寄り添い型の支援である「利用者支援」（身近な場所での相談支援、事業・施設等の利用に関する助言・支援等）と、地域における子育て支援のネットワークに基づく支援である「地域連携」（地域の関係機関などとの連絡調整、地域・社会における資源の育成・開発等）を2つの柱として様々な支援を行います。

※2 こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援並びにすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

名称／内容		令和11年度	
		量の見込み	確保方策
● 乳児家庭全戸訪問事業 保健師又は助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4か月までの乳児、小さく生まれた乳児（養育医療対象児）の健康管理や授乳方法、育児等について相談などを行う事業です。		67人/年	90人/年
● 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。		20人/年	30人/年
● 子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員が家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた方等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施して家庭や養育環境を整える事業です。		50人日/年	50人日/年
● 児童育成支援拠点事業 児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、包括的な支援を提供して、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。		20人/年	20人/年
● 親子関係形成支援事業 講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況などに応じた情報提供、相談・助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設け、親子間の適切な関係性の構築を図ります。		5人/年	5人/年
● 妊婦等包括相談支援事業 面談などにより妊婦等の心身の状況や置かれている環境などの把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	こども家庭センター	231回/年	300回/年
	上記以外		10回/年
● 産後ケア事業 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	宿泊（ショートステイ）型 ※3	6人日/年	10人日/年
	通所（デイサービス）型 ※4	15人日/年	20人日/年
	居宅訪問（アウトリーチ）型 ※5	5人日/年	10人日/年
● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※6 0歳6か月から満3歳未満の子どもであって、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に通園できる事業です。	0歳	2人日/年	2人日/年
	1歳	1人日/年	1人日/年
	2歳	1人日/年	1人日/年
● 実費徴収に伴う補足給付事業 生活に困窮する保護者が教育・保育施設などに支払うべき副食材料費等に要する費用を助成する事業です。		副食費	240人日/年
● 多様な主体の参入促進事業 教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業です。			

※3 宿泊（ショートステイ）型：宿泊により、休養などの産後ケアを実施します。

※4 通所（デイサービス）型：個別又は集団を対象に、病院などへ日中、来所した利用者に産後ケアを実施します。

※5 居宅訪問（アウトリーチ）型：利用者の居宅を訪問して産後ケアを実施します。

※6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です。

次世代育成支援の展開

● 地域における子育て支援の充実

家庭環境や就労形態、ライフスタイルが多様化する中、すべての子どもが健やかに、かつ子どもとともに保護者も地域も互いに成長しあえるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない地域ぐるみの支援と支え合いを推進します。

また、保育サービスや様々な子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

そして、障がいの有無に関わらず、身近な地域で誰もが安心して生活できるよう、情報提供や相談、支援サービスの充実を図ります。

さらに、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関などとの一層の連携と支援の充実を図ります。

- ① 地域における保育・子育て支援サービスの充実
- ② 障がいのある児童に対する施策の充実
- ③ 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実



● 子どもと保護者の健康の確保・増進

妊娠前から妊娠期、出産、その後の子育てまで、母子保健に関する施策とも連携をとりつつ、切れ目のない情報提供や相談・支援事業の充実を図ります。

また、健診・検診を始めとする疾病予防や食育に関する取組を推進するとともに、健診の機会や講演会、グループワーク等を通じて、ライフステージに応じた適切な情報提供と相談・支援を行います。

加えて、医療費助成を始め、子どもが適切な医療を受けられる環境づくりを進めるとともに、医療機関などと連携し、安心できる医療体制の確保を目指します。

- ① 子どもと保護者の健康の確保
- ② 小児医療の充実



● 教育環境の整備

家庭、学校、地域が連携し、保護者の就労支援と、子どもたちの放課後の安全な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの運営と事業内容の向上に努めます。

また、子どもたちが安心して学び活動できるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行える教育環境づくりを進めるとともに、不安や悩みを、子どもだけでなく保護者も気軽に相談できる体制の整備を通じて、子どもたちがのびのびと心豊かに育つ支援を行います。

そして、家庭や地域の教育力向上に向けて、適切な情報提供を行うとともに、地域の様々な主体と連携し、様々な体験・交流機会を提供することで、子どもたちの健全な心と体づくりに努めます。

- ① 児童の健全育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた
学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域における教育力の向上



● すべての子どもと家庭の安全・安心の確保

子どもや子ども連れの親が安全に安心して生活できるよう、道路交通環境や公園、住宅等の整備を進めるとともに、バリアフリー化などに努めます。

また、地域と連携し、子どもだけでなく地域の大人と一体となった交通安全意識の向上と、防犯意識の高揚を図ります。

そして、男女共同参画の考えのもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発や支援を行います。

さらに、経済的問題やことばの問題など、様々な困難を抱える子育て家庭に対して、情報提供・相談を行うとともに、サービス利用に向けた支援を行います。

加えて、子育て支援に関しては、問題が多重的なケースもみられることから、関係部署や関係機関が連携し、切れ目ない支援につなげます。

- ① 生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 安全・安心まちづくりの推進
- ③ 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

こどもの貧困の解消に向けた 対策の推進

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たって

こどもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困を解消するとともに将来の貧困も防ぎ、貧困により子どもがその権利利益を害されることがない社会の実現を目指しています。

そのため、子ども及びその家族に対して教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に取り組むことや、貧困の状況にある親の妊娠・出産時から子どもが大人になるまで切れ目なく支援を行うこと、貧困がその家族の責任に係る問題だけでなく社会的な要因があることへの国民の理解を深めること等が必要とされます。

また、国や県、町だけでなく、関係する機関なども含めて、それぞれの密接な連携の下に、総合的な取組として実施されることも重要とされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や大綱、こども大綱の基本的な考え方を踏まえ、本市においても子どもとその保護者に対して、実態に応じた切れ目のない適切な支援を行い、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進していきます。

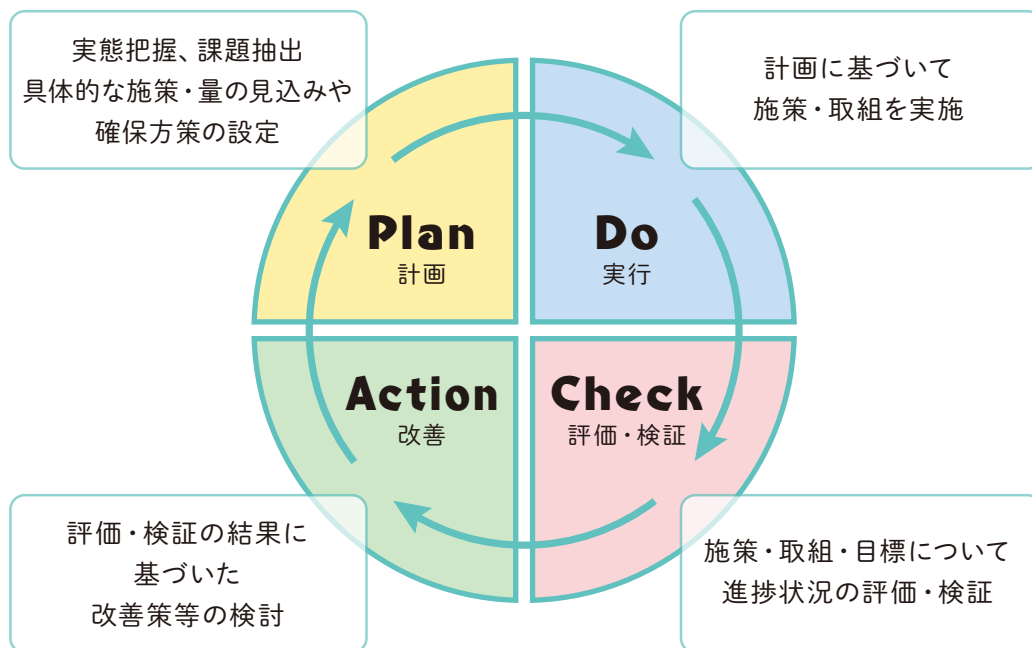
こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

- ① 教育・学習支援の充実
- ② 生活支援の充実
- ③ 就労支援の充実
- ④ 経済的支援の充実
- ⑤ こどもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実



計画の推進に向けて

本計画を着実に推進していくために、PDCAサイクルの考え方に基づいて計画の具体的な取組の進捗状況について「白石市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行い、必要に応じて確保方策などの改善・調整等を行います。



- ※ 「子ども」と「こども」、「子供」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文などの関連する文章、団体名などの固有名詞等は、元の表記を使用しています。
- ※ 「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」などの単語や団体名などの固有名詞等は、元の表記を使用しています。
- ※ 「保育所」と「保育園」の表記については、「保育所」は、法律上の正式名称ですが、本市では、市が設置している保育所の名称を「〇〇保育園」としていることから、制度上や一般的な表現に用いる場合には「保育所」を、個別の施設を表現する場合には「保育園」と表記しています。



SHIROISHI CITY

※本計画策定について、詳しくは表表紙の二次元バーコードからご確認ください。



第三期白石市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度～令和11年度 【概要版】

発行：白石市保健福祉部子育て支援課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号 TEL:0224-26-8836